

写

令和2年度

定期監査結果報告書

(後期定期監査)

諏訪市監査委員

令 2 詠 監 第 3 5 号
令 和 3 年 3 月 2 5 日

詠 訪 市 長 金 子 ゆ かり 様
詠 訪 市 議 会 議 長 伊 藤 浩 平 様
詠 訪 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 島 雅 則 様

詠 訪 市 監 査 委 員 中 澤 芳 雄

詠 訪 市 監 査 委 員 横 山 真

令 和 2 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 4 項 の 規 定 に よ り、別 紙 の と お り 定 期 監 査 を 実 施 し た の で、
そ の 結 果 を 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 報 告 し ま す。

な お、地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り、当 該 監 査 の 結 果 に 基 づ き、
又 は 当 該 監 査 の 結 果 を 参 考 と し て 措 置 を 講 じ た と き は、そ の 旨 を 監 査 委 員 に 通 知 し、
監 査 委 員 が そ れ を 公 表 す る こ と が 義 務 づ け ら れ て い ま す の で、改 善 策 等 を 講 じ た と き
は 通 知 願 い ま す。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 中澤 芳雄

諏訪市監査委員(議選委員) 横山 真

3 監査の実施期間及び対象課所等名

(1) 各課(及び施設)定期監査

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
1月12日(火)	課所名	消防庶務課、市民課*、生活環境課*
1月13日(水)	課所名	総務課*、秘書広報課*、税務課*
1月14日(木)	課所名	営業課、施設課(水道事業・温泉事業・下水道事業)

*については、庁内課所備品監査(1月6日(水)実施)の対象課所を表す。

監査実施日	監査の対象とした学校の名称
2月 2日(火)	上諏訪中学校、高島小学校、四賀小学校、中洲小学校

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
2月 3日(水)	施設名	四賀公民館、中洲公民館、湖南公民館、豊田公民館
	課所名	生涯学習課、教育総務課
2月 4日(木)	施設名	元町体育館、清水町体育館、清水町野球場、しんきん諏訪湖スタジアム
	課所名	スポーツ課、駅前交流テラスすわっチャオ

4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するにあたっては、監査委員会議で確認された当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、令和2年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として定期監査を実施した。

施設監査及び学校監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱

事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査にあたっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(令和2年4月1日通知)の要点は以下のとおりである。

(1) 令和2年度監査等における着眼点

ア 財務事務監査における着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・総計予算主義の原則が守られているか。
- ・経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 令和2年度における共通重点監査事項

ア 収入事務について

1) 調定事務について

- ・調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。
- ・調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

2) 徴収事務について

- ・過誤納の還付手続きは適正に行われているか。
- ・延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・収入の消込み誤り、漏れ、及び遅延しているものはないか。

3) 滞納整理事務について

- ・収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・督促、催告、及び時効の中断の手続きは適時、かつ適正に行われているか。
- ・滞納整理について努力が払われているか。
- ・不納欠損は適時、かつ厳正に行われているか。

4) 現金取扱事務について

- ・現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ・領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ・領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。
- ・使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。

- ・現金出納簿は、遅滞なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

イ 支出事務について

1) 支出一般について

- ・予算流用、予備費充当の手続き及び時期は適正か。
- ・支出の特例による支払い方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算等の手続きは、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・不経済な支出及びその他不相当と認められる支出はないか。

2) 委託料の支出について

- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

3) 負担金補助及び交付金の支出について

- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

4) 工事請負費の支出について

- ・竣工検査は確実にされているか。また、工事請負の事実のないものはないか。
- ・請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- ・前払金、部分払金の支払は適時、適正か。前払金の場合、前払金保証契約を支払以前に締結しているか。

5) 契約事務について

- ・随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

6) 財産管理事務について

- ・財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。

- ・財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

7) 物品購入及び保管管理について

- ・物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

8) 基金について

- ・基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

5 監査の実施手続き及び方法

事前に指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続きにより監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る財産管理事務監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった事業を除き概ね適正に執行され、進捗しているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

7 監査の意見

(1) 各課(及び施設)定期監査における意見

いずれの職場においても、真摯に業務遂行に努め、またその進捗状況も順調であることを確認した。

ア 各部局共通事項

・新型コロナウイルス感染症対策

各小中学校や各施設については、年度当初より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため臨時休校・臨時休館を余儀なくされ、再開後も感染予防の対策を講じ、学校行事や講演会・教室、イベント、企画展などが中止や延期となり、事業を大幅に変更せざるを得なかった。今後、感染予防対策や新しい生活様式の定着の推進に向けて転換していく必要がある中、地方創生臨時交付金を活用して教育環境の充実を図ると共に、Web 配信など工夫を凝らして様々な取組を思考し、実施されることを期待する。

イ 各部署個別事項

【消防庶務課】

1) 防犯灯 LED 化事業について

防犯灯の LED 化の進捗状況について確認した。街灯の LED 化が進み、環境面、防犯面でも大変良い傾向であると評価する。今年度は対象が100基から200基と増加となり、補助制度も2年延長されるとのことであり、多くの地区で利用され、市民の安全・安心が保てるような補助制度の成果を期待する。

【市民部】

1) コンビニ証明書交付について

マイナンバーカード関連事業は、周知の努力もあり普及率が向上していることを確認した。コンビニ証明書交付は市民の利便性が増し、将来的には窓口の混雑緩和、経費の節約に繋がることが想定される。また、市の業務スマート化に向けてのシミュレーションを描きながら、本来の目的達成に向けて今後も取り組み、さらなる普及率向上に努められたい。

(市民課)

2) 家庭系燃やすごみ有料化対策事業について

令和3年4月より燃やすごみが有料化になり、ごみ処理には収集運搬等の契約も含め高額を要することになる。また、コロナ禍の影響で燃やすごみ、大型可燃物の回収状況も変化してきているため、ごみの増加も予測しながら取り組まれない。有料化後に伴う補助のあり方については、地区等から還元についての不満がでないよう対応され、ごみ減量を推進されたい。

(生活環境課)

【総務部】

1) 庁舎管理等について

コロナ予防対策として地方創生臨時交付金を活用した公共施設空調換気整備が行われたことを確認した。引き続き庁舎内等必要に応じて管理を行い、職員が安全で快適に仕事ができる職場環境づくりをお願いしたい。ペーパーリサイクル推進事業は、近年学校等からの需要が高まってきている。また、障がい者雇用に繋がっていることから、さらに利用拡大に向けて取り組まれない。

(総務課)

2) 国勢調査について

国勢調査については、コロナ禍での調査方法の変更や調査員確保等苦勞され、無事に終了できたことを確認した。オンラインによるインターネット回答も進み、新たな調査方式であると思料する。

(秘書広報課)

3) 市税徴収について

新たにスマホ決済がスタートし、市民の利便性が増し、納税意識向上に繋がったことを評価する。大口の徴収困難な滞納案件を長野県地方税滞納整理機構へ移管して徴収確保を図るなど、努力をされていることを確認した。新型コロナウイルス感染症の影響による市税の還付・納税猶予・軽減措置等の対応に苦慮されていることを認識した。令和3年度は固定資産税の評価替えの年であるので、課税事務が誤りなくスムーズに行われることを期待する。

(税務課)

【水道局】

1) 水道事業について

給水人口の減少と節水意識の高まりによる有収水量の減少が続く中、コロナ禍の影響により、更に営業収入が落ち込むことが予想される。施設の老朽化が進み、法定耐用年数を越えた設備の更新、また、地震等の災害が頻繁に発生する中で、災害に耐えられる設備の更新が問題となっている。「諏訪市水道ビジョン」に沿って計画的に進められたい。

(営業課・施設課)

2) 温泉事業について

一般競争入札で行われている温泉事業の揚湯設備、配湯場設備の改良等高額な工事については、入札参加者が2者だけという状況であり、特殊性が認められるものの、他の業者が入札に参加できるよう改善策を検討されたい。

(営業課・施設課)

3) あやめ源湯について

現地視察を実施し、「マイクロ廃熱発電システム」の設置状況を確認した。再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して、安定した発電量を有効的に利用できるよう、温泉熱発電の実証実験の結果を検証し、利用量の増加に繋げられるよう検討されたい。

(営業課・施設課)

4) マンホールトイレについて

総合地震対策計画に伴う災害対応型マンホールトイレは、文化センター内の工事が進行しているが、今後、学校等避難所への設置も検討されており、災害時には重要な設備になるので、計画的な設置を進められたい。

(営業課・施設課)

【教育委員会事務局】

i) 学校監査意見

1) 小中一貫教育について

「未来創造ゆめスクールプラン」の実現へ向けて、令和3年4月からの上諏訪小学校と上諏訪中学校の一貫教育への準備が進んでいることを確認した。これからの諏訪市における小学校・中学校教育のモデル校となり、教育の充実が図られることを期待する。

2) 学校設備環境について

高島小学校、四賀小学校、中洲小学校、上諏訪中学校の4校の現地監査を実施し、各学校ともそれぞれ特徴を生かした教育を行っていることを確認した。学校の建築年、立地条件も異なるが、建設から年数も経過し、施設の老朽化が進んでおり、修繕箇所が多く、児童・生徒の安全・衛生・防火管理の面からも、優先順位をつけて順次改修をお願いしたい。また、GIGAスクールが開始されることにより、タブレットの収納・管理スペースが必要になり、教室が狭くなることも危惧される。懸案事項がある各学校の問題が早期に解決されるよう検討されたい。

ii) 各課(及び施設)監査意見

1) 公民館長寿命化改修工事について

施設現地監査を実施し、各公民館の管理、利用状況等を確認した。公民館長寿命化改修について、来年度計画される湖南公民館をはじめ、各公民館の修繕に係る懸案事項の解消を計画的に進められ、引き続き適正な管理をお願いしたい。

(公民館・公民館別館)

2) 文化センター改修検討資料作成業務委託について

今回の改修検討資料を基に、改修に向けて財源の確保に努めながら、事業計画を進められたい。

(文化センター)

3) 生涯学習課における各種イベント開催について

コロナ禍の影響で多くの事業・イベントが中止または延期となり、人数制限による運営など対応に迫られた年であったが、今後、多くの方に親しまれる良い企画展等を実施できるよう工夫すると共に、オンライン化による新たな発信方法等を研究されたい。

(公民館・図書館・美術館・博物館)

4) 文化財保護事業について

令和元年度より7ヶ年にわたり重要文化財諏訪大社上社本宮等の建造物保存修理を計画され、所有者の負担軽減のための補助を行っていることを確認した。文化財や天然記念物は、後世に残すべき重要財産であり、事業を今後も継続されたい。

(生涯学習課)

5) 高島小学校の耐震改修工事について

施設監査において、高島小学校の多目的ホール天井耐震改修工事が実施されたことを確認した。城北小学校との統合による児童数の増加や、災害発生時の避難場所としての安全対策が図られ、学校環境が整ったことにより、小中一貫校に向けて順調に準備を進められたい。

(教育総務課)

6) 元町体育館について

施設監査において、昭和58年建築のため、傷みが激しく雨漏りや床の修理が必要な状況であり、主に清陵中学校の部活動で利用されていることを確認した。近年は利用者が減少しているため、今後の施設の維持管理について検討されたい。

(スポーツ課)

7) 清水町体育館について

施設監査において、天井裏ダクトの撤去、強化ガラスの入替、上部の窓ガラスを壁にするなど耐震化を図られたことを確認し評価する。災害時には広域避難所として使用される重要な場所になるので、引き続き適正な維持管理を行われたい。

(スポーツ課)

8) 清水町野球場について

施設監査を実施したところ、平成27年に全面改修を行い、毎年砂入混合土の入替を行うなど適正な維持管理を行っていることを確認した。少年野球チームなどの利用者も多く市内の中核的施設でもあり、今後も引き続き管理運営に努力されたい。

(スポーツ課)

9) 諏訪湖スタジアムについて

施設監査を実施し、経年劣化がみられ修繕が必要な設備があり、財政的にも厳しい状況であることを確認した。令和10年の国体軟式野球会場に予定されているので、県とも協議しながら準備を進め、補助金を活用し、引き続き施設管理を計画的に進められたい。

(スポーツ課)

10) 諏訪湖ヨットハーバーについて

泊地内水草除去を委託して実施したが、今回は除去する実施時期と期間が遅かったように思われる。繁殖時期の状況等の調査を基に検証し、令和10年の国体セーリング会場に予定されているので、施設の整備を引き続き適正に管理されたい。

(スポーツ課)

11) オンライン配信拠点整備について

インターネットを使用したイベントやオンライン化による配信の実施は、これからの情報提供ツールとして重要な手段となるため、事業の継続に努められたい。外部評価委員会から指摘された改善点等を整理し、さらに利便性を高め広く市民が利用しやすい施設とされたい。

(駅前交流テラスすわっちゃオ)

8 令和2年度定期監査(前期及び後期)における総括意見

令和2年度は、通年予算の編成となり「着実な事業展開で魅力あるまちへ 一路邁進予算」として、市民と行政が手を携えながら目標に向かって着実に歩みを進めていく意味が込められており、懸案事項となっていた重要な施策課題について、諏訪市の将来を見据え、事業の見直しを図りながら課題の解決に向けて、着実に前進されたいと思料する。

コロナ禍の感染防止対策の影響によって、行事の自粛や大型イベントが次々中止や延期となるなど新型コロナウイルスに翻弄された1年であった。新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急経済対策を第9弾まで講じ、国の施策に加え、市独自の単独事業として「ひとり親家庭等子ども支援給付金」や「プレミアム付飲食券」、「事業者リフォーム補助金」、「がんばる事業者応援給付金」などの経済回復に向けた取組を評価する。

主な事業としては、令和3年4月の市内初小中一貫教育を設置する学校再編(未来創造ゆめスクールプラン)基本構想に基づく「上諏訪小学校」の開校、「GIGA スクール構想」に基づく端末と通信環境の整備、環境行政では「家庭系燃やすごみ有料化」の決定、また、奥霧ヶ峰(鎌ヶ池)に自然環境に配慮した「バイオトイレ」が整備された。「諏訪湖イベントひろば」の活用については、「旧東洋バルヴ諏訪工場跡地活用基本構想」を踏まえ、基本計画専門委員会により、今後の方向性が決定されるなど着実に前進している。また、諏訪市の重要な課題である「国道20号諏訪バイパスルート・構造原案」が公表され大きく進展し、「スマートIC整備」や「柳並線延伸」、「諏訪湖周サイクリングロード整備」「湖岸中門橋架け替え」等、市民生活の基盤や地域経済に資する大型インフラ整備事業が実施されている。

令和2年度定期監査においては、当年度の監査等執行方針に基づき、歳入歳出全般の執行状況について質疑、実査、視察、閲覧、照合等により精査を行い、それぞれの事務事業が概ね適正に執行されていることを確認すると共に、改善を検討すべき事項等について意見を述べてきた。

歳入では、コロナ禍の影響もあり市税収入の大幅な増収が期待できない厳しい財政状況の中、ふるさと振興基金及び財政調整基金からの繰入れにより一般財源を確保している。国・県の補助事業を積極的に活用することはもとより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、財源の確保に積極的に努め、市税・水道料等のスマホ決済を有効に活用するなど引き続き増収対策を図られたい。

歳出では、「柳並線延伸」、「諏訪湖周サイクリングロード整備」、「スマートIC整備」、「湖岸中門橋架け替え」などの生活基盤事業である大型ハード事業に加えて、清水町体育館耐震工事、総合福祉センター長寿命化改修工事、中洲公民館大規模改修工事、水道事業建設改良工事などの公共施設の維持修繕費や社会保障関係費が依然として増加傾向にある。

令和3年度は、「ニューノーマル時代へつなぐ 未来思考予算」の実現に向け、コロナ禍においてもこれまでの各種事業を止めることなく、社会経済の大転換期を乗り越え、職員の知恵を絞り、ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、諏訪市の強みを生かした新たな未来への基盤を構築していくことを期待する。